入札公告

次のとおり一般競争入札（持参入札）に付します。

平成29年12月8日

株式会社 ＨＯＰＰＡ
代表取締役　立木 康之

1　入札に付する事項

(1)　工 事 名　　「（仮称）京進のほいくしつ ＨＯＰＰＡ桶狭間園 内装工事」
(2)　工事場所　　名古屋市緑区桶狭間神明1728番地
(3)　工事内容　　小規模保育事業所改修工事
　ア　構　　造　　鉄骨造3階建1階部分
　イ　延床面積　　132.37平方メートル
(4)　工　　期　　契約締結日から平成30年3月15日まで

2　競争入札参加資格

(1)　名古屋市における平成29年度及び平成30年度競争入札参加資格「建築工事C等級」の認定を開札日現在において受けていること。
(2)　名古屋市内に、本店を有する者であること。（名古屋市契約事務手続要綱第6条準拠）
(3)　平成19年度以降、元請けとして福祉施設や教育施設等（保育所、幼稚園、認定こども園、老人ホーム等）の建築工事（改修工事を含む。）の施工実績を有すること。
(4)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
(5)　施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
(6)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、入札公告で定める名古屋市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
(7)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、入札公告で定める名古屋市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
(8)　中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が入札公告に係る入札に参加しようとしない者等であること。

(9)　商法（明治32年法律第48号）に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始が命じられている者（同法に基づく会社の整理終結の決定後、入札公告で定める本市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(10) 入札公告の日から落札決定までの間に、指名停止の期間がない者であること。

(11)　入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3　入札手続等

(1)　契約条項を示す場所

〒600-8068　京都府京都市下京区柳馬場松原下ル忠庵町309
株式会社　若城建築事務所
電話 075-351-5880　FAX 075-351-5897

(2)　設計図書等の交付

ア　交付方法

(ア)　(1)に示す場所での交付

平成29年12月11日（月）～平成29年12月22日（金）
午前9時～正午及び午後1時～午後5時
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

(イ)　メールによる交付

上記期間内に、下記アドレスへの電子メール請求によりファイルを交付
E-mail wakaken@pop21.odn.ne.jp（担当：山路卓也）

イ　交付図書

設計図書、見積要綱
ただし、交付図書は有償（5,000円）とする。

(3)　入札日時等

ア　入札日時

平成30年1月10日（火）（決定次第、入札参加業者に通知）

イ　入札場所

名古屋市内で予定（決定次第、入札参加業者に通知）

ウ　入札方法

入札書（入札金額は税抜きで記入。）、名刺等の身分が分かるもの、代理の方は委任状を持参すること。また、入札説明書に定めるところにより、誓約書を提出するとともに、積算内訳書を作成の上、持参すること。

エ　入札回数

1回（落札者が決定しない場合は、再入札を2回まで行う。）

(4)　競争入札参加資格確認申請書の提出

ア　提出方法

入札参加希望者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」という。）を期限内に下記に示す場所へ郵送すること。また、２(3)に掲げる施工実績が確認できるものを必ず添付すること。

〒600-8068　京都府京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382-1
株式会社　京進（担当：上平大樹）
電話 075-365-1519　FAX 075-365-1500

イ　提出期間

平成29年12月11日（月）～平成29年12月22日（金）
午前9時～正午及び午後1時～午後5時
ただし、休日を除く。

ウ　提出部数

1部

エ　注意事項

申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

提出された申請書等は返却しない。また、申請者に無断で他の用途に使用することはない。

提出期限を過ぎた後の申請書等の訂正又は差替えは認めない。

(5)　資格確認

競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められたときは、申請者宛てに平成29年12月25日（月）発送の競争入札参加資格確認通知書にて正式通知する。

4　その他

(1)　予定価格の設定方法

総額で定める。

(2)　工事費の支払時期

契約締結時に定めるものとする。ただし、名古屋市の補助金をもって支払う場合にあっては、当該補助金の交付後遅滞なく支払うものとする。

5　入札保証金の納付義務

入札保証金は免除とする。

6　入札書等の提出方法

(1)　入札書及び誓約書（以下「入札書等」という。）は、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載すること。

(2)　入札書等は入札公告で指定された日時及び場所に持参により提出すること。郵便又は電信による入札は認められない。

(3)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7　開札等

(1)　入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない者が立ち会うものとする。

(2)　開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者を落札者とする。

(3)　開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引いて、落札者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない者がくじを引く。

(4)　あらかじめ最低制限価格を定めている場合において、最低価格入札者の入札価格がその価格に満たないときは、その者は落札者となることができない。

(5)　開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札は、原則として、2回（初度入札を含め3回）を限度とする。初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することはできない。

8　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1)　競争入札参加資格を有しない者のした入札

(2)　記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札

(3)　入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(4)　自己がしたと他人の代理人としてしたにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札

(5)　委任状を提出していない代理人のした入札

(6)　金額を改ざんし、又は訂正した入札

(7)　積算内訳書の提出を求めている入札において、積算内訳書の提出がないと認められた者のした入札

(8)　あきらかに談合によると認められる入札

(9)　入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札

(10)　入札公告に定める入札方法によらない入札

(11)　申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

(12)　申請書等の提出を求められたにもかかわらず申請書等を提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札

(13) その他入札の条件に違反した入札

9　積算内訳書の作成等

(1)　入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった積算内訳書を作成すること。

(2)　入札参加者は、積算内訳書に、入札件名及び入札参加者の商号又は名称を明記の上、入札当日これを持参すること。

(3)　入札事務担当者が落札者に積算内訳書の提出を求めた場合は、直ちに提出できるようにすること。その際、提出がないと認められた場合は、その入札を無効とし、その者を落札者とせず、落札決定後であっても、それを取り消す。

(4)　提出された積算内訳書について、必要があると認められるときは、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに、必要に応じて指示をすることがある。この指示に従わない場合又は当該積算内訳書において積算が適切に行われていないと認めた場合は、その入札を無効とし、その者を落札者とせず、落札決定後であっても、それを取り消すことがある。

(5)　落札決定を取り消した場合は、当該入札における次順位の者に積算内訳書の提出を求め、落札者と同様の確認を行い、適切に積算が行われていることを確認した上で、落札決定を行う。

１０　契約書の作成

(1) 契約書の作成を必要とする。ただし、本工事は名古屋市の補助金対象事業であるため、契約書等に下記を明記すること。

「本工事は名古屋市の補助金対象事業であるため、関係法令通知及び名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室の指導に従い、工事を施工します。」

(2)　落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。契約書は2通作成し、双方各1通ずつを保管するものとする。

(3)　契約書（請書を含む。）の作成に係る費用は、落札者の負担とする。

１１　注意事項

(1)　契約において、談合等の不正行為により被った金銭的損害の賠償については、名古屋市工事請負契約約款の賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求できるものとする。

(2)　天変地異があった場合又は入札談合に関する情報が寄せられる等公正な入札を執行することができないおそれがあると認められる場合は、入札を延期又は中止することがある。

(3)　本入札については、本公告に定めるものの他、名古屋市契約事務手続き要綱（17財監第66条）名古屋市競争入札参加者手引（17財監第67条）等に定めるところによるものとする。